

ため池等整備事業（広域農業用水適正管理対策事業）（継続）

【55（313）百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等、用途廃止されずに残存しているものを撤去します。

（用途廃止すべき農業水利施設）

国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設をいいます。

政策目標

農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図る

<内容>

用途廃止すべき農業水利施設の撤去

農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を図る観点から、以下の農業水利施設を撤去します。

- ① 国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業完了後においても関連する事業が完了しない等のため残存しているもの
- ② 農業用水管理又は河川管理上支障を及ぼすおそれのあるもの

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
2. 補助率 従前の国営土地改良事業完了時の国庫負担率
3. 事業実施期間 平成4年度～

【担当】農村振興局水資源課

渡邊・寺田（03）3502-6246（直）